

# 国際教養大学の教員の任期に関する規程

平成 21 年 9 月 1 日  
理 事 長 決 定  
規 程 第 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、国際教養大学における教員の任期等について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める教育研究組織等)

第 2 条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は別表のとおりとする。

(業績評価)

第 3 条 教員の再任の可否は、当該教員の任期中の業績評価に基づき、任期満了の日の 6 月前までに大学経営会議の議を経て理事長が決定し、当該教員に通知するものとする。

2 前項の業績評価については、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その評価方法は公立大学法人国際教養大学教職員評価規程によるものとする。

- 一 教育活動に関する事項
- 二 本学の管理運営、学務への貢献に関する事項
- 三 国際社会及び地域社会への貢献等に関する事項
- 四 研究活動に関する事項
- 五 大学業務運営に関する事項（特定の役職者に限る）

(規程の公表)

第 4 条 この規程を制定又は改廃したときは、速やかに公表するものとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

別 表

教育研究組織	職	任期	再任に関する事項
国際教養学部	教授 准教授 助教 講師 助手	1年を超え3年以内 (ただし、理事長が 特にやむを得ない 理由があると認め る場合は5年以内 の範囲で任期を定 めることがある)	再任可。ただし、2回を限度とする。
大学院グローバル・ コミュニケーション実践 研究科	教授 准教授 助教 講師 助手	1年を超え3年以内 (ただし、理事長が 特にやむを得ない 理由があると認め る場合は5年以内 の範囲で任期を定 めることがある)	再任可。ただし、2回を限度とする。